

今年も
お早めに

所得税
住民税の申告がはじまります
消費税

所得税の確定申告及び住民税の申告期限は3月15日(金)です。期限間近になりますと、申告相談会場は大変混雑します。申告書の書き方などのわからない人については、税務署や市町村役場で相談や申告書の作成指導に応じています。早めに相談して申告を済ませましょう。(土・日曜日は閉庁日です)尚、日程を指定された方は、その日をお願いします。



所得税・住民税
3月15日(金)までに
消費税
4月1日(月)

所得税

申告すれば
税金の戻る人

確定申告をしくなくてもよい人も、次のような場合は源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することができま

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人
- ②給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ③給与所得者で次のような人
 - ①災害や盗難にあった人
 - ②多額の医療費を支払った人
 - ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人

還付申告書は2月18日以前でも提出できます。早めの提出をお願いします。還付申告書を早く提出すれば、税金が早く還付されます。

申告が必要な人

次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ①事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成13年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える人
- ②給与所得者で次のいずれかの要件などに当てはまる人
 - ①給与の年収が2千万円を超える人
 - ②二ヶ所以上から給与をもらっている人

住民税

住民税の申告を
しなければならない人

- ①一ヶ所から給与の支払いを受けている人で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ②同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けられている人

消費税

消費税及び地方消費税の
確定申告と納税は
正しくお早めに

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、4月1日(月)までとなります。消費税及び地方消費税の申告書は、なるべく所得税の申告書と一緒に提出されるようお願いいたします。(土・日曜日は閉庁日です)

その他

納税証明書を
請求される方に

2月、3月は所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のため窓口が大変混雑し、納税証明書を当日に発行できない場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求されるようお願いいたします。また、申告及び納税の直後(約1か月以内)に納税証明書を請求される場合には、「申告書控」と「領収証書」を持参して下さい。

所得税の還付申告
は二番館で!

税務署では、本年も関東信越税理士会新津支部の協力により、次の日程で二番館(旧新津市役所)に次のような方を対象として、還付申告会場を設けることとしました。

【対象となる方】

- ・年金を受給されている方
 - ・給与所得者で
 - ①医療費控除を受ける方
 - ②二ヶ所以上からの給与を受けている方
 - ③年の途中で退職した場合などで年末調整されなかった方
- 還付申告書の書き方などがわからない方は、是非ご利用ください。

①場所 新津市本町二番館(旧新津市役所)二階

②期間 2月4日(月)～2月22日(金)

③時間 午前9時～午後4時(土・日・休日を除く)

(受付は午後3時まで)

問い合わせ先 新津税務署 個人課税部門

☎0250(22)2153

税金電話相談
(タックスアンサー)
のご利用を

タックスアンサーは、身近な税金についてコンピューターが自動的に音声でお答えする電話サービスです。

タックスアンサーは、毎日24時間利用でき大変便利です。タックスアンサーを利用される場合には「コード番号」が必要になります。主な相談内容のコード番号については、N.T.T.の電話帳(タウンページP.29)に掲載されています。なお、相談内容のコード番号(およそ60項目)を一覧にした「税金相談コード表」は、税務署や市町村役場の窓口を用意してあります。また、税金電話相談の回答文やコード表を、ファックスで入手することもできます。☎025(223)2299

必要経費などがわかる帳簿・書類(昨年の収支内訳書の控があれば、お持ちください。)

【給与所得のある人】

- ・源泉徴収票(原本)
- ・年金を受給している人
- ・公的年金等の源泉徴収票(原本)

【土地や建物などを売った人】

- ・売買契約書
- ・取得価額のわかる書類
- ・仲介手数料など譲渡費用のわかる書類など

【その他の収入のあった人】

- ・収入金額のわかる書類など

取支内訳書の添付

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で確定申告書を提出する人(青色申告者を除きます)は、その年の総収入金額や必要経費を記載した「収支内訳書」を確定申告書に添付しなければなりません。

振替納税をご利用の皆様

平成13年分の確定申告分に係る振替日は、

所得税 4月19日(金)

消費税 4月25日(木)

となっております。

二～三日前には、預貯金残高をお確かめください。

なお、預貯金残高不足等で引落しできませんと、法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。

